

トールウェイサービス株式会社 行動計画(第4回)

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和図り働きやすい雇用環境の整備を行う
為、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：令和11年3月31日までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和6年4月～所定外労働の現状を把握
- 令和6年7月～社内検討委員会での検討開始
- 令和6年10月～ノー残業デーの実施
管理職への研修(年1回)実施

目標2：令和11年3月31日までに、年次有給休暇の取得日数を一人あたり平均年間7日以上とする。

<対策>

- 令和6年4月～年次有給休暇取得状況について実態を把握
- 令和6年7月～社内検討委員会での検討開始
- 令和6年10月～計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和7年4月～有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況の取り纏め等による取得促進のための取り組み開始

目標3：孫のお守り休暇の奨励、全部署へ通達

<対策>

- 令和6年4月～働き盛りの世代のサポートとして、高齢の社員に自分の孫との時間を持つための有給取得について奨励、全部署へ通達実施